

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例（令和元年12月23日京都市条例第42号）（教育委員会事務局指導部新定時制高校開設準備室）

- 1 定時制の課程における教育の充実を図るため、次のとおり京都市立京都奏和高等学校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立京都奏和高等学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地

- 2 京都市立伏見工業高等学校を廃止することとしました。

この条例は、1及び2についてそれぞれ、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年12月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 42 号

京都市立高等学校条例の一部を改正する条例

京都市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「

京都市立伏見工業高等 学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地
------------------	-----------------

」

を削り、

「

京都市立塔南高等学校	京都市南区吉祥院観音堂町41番地
------------	------------------

」

を

「

京都市立塔南高等学校	京都市南区吉祥院観音堂町41番地
京都市立京都奏和高等 学校	京都市伏見区深草鈴塚町13番地

」

に改める。

附 則

この条例は、各高等学校に関する部分につき市規則で定める日から施行する。

(教育委員会事務局指導部新定時制高校開設準備室)